

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges

日本	<p>若年者の再チャレンジ支援策[1]:フリーター25万人常用雇用化プランの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体…国, 各都道府県 ・対象者…若年フリーター・無業者等 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年長フリーターに対する常用就職支援(再チャレンジ機会拡大プランおよび年長フリーター自立能力開発システムの整備) (2) 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援(ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援機能の強化, ハローワークにおけるフリーター常用就職支援事業の推進, ジョブカフェにおける就職支援の実施) (3) 実践的な能力開発の実施(産学官連携による日本版デュアルシステムの普及促進, 若年者トライアル雇用事業の推進) <p>若年者の再チャレンジ支援策[2]:フリーター・ニートをはじめとする若年の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体…国, 各都道府県 ・対象者…フリーター・ニートをはじめとする若者 ・具体的内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域若者サポートステーションの拡充強化(メンタル面でのサポート体制の整備) (2) 若者自立塾事業の拡充(合宿形式の集団生活を通じた生活訓練, 労働体験により, 若者に働く自信と意欲を与える) (3) 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援
アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1964年 ・管理運営主体 <ul style="list-style-type: none"> 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブコアセンター ・対象者及び適用要件…16~24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 参加者は, 原則として寮に宿泊し, 社会生活を営む上での基本的なしつけから, 読み書き, 算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに, 毎月小遣いが支給される。 参加期間は, 原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年 ・管理運営主体…連邦労働省が資金提供し, 各州政府が実施 ・対象者及び適用要件…14~21歳の就職困難者 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される, 14~21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム

イギリス	<p>若年向けニューディール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年4月に全国導入 ・管理運営主体…ジョブセンタープラス ・対象者及び適用要件…18～24歳の若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給しているすべての者 ・具体的内容…参加者にはパーソナル・アドバイザーが付けられる。参加を拒否した者は、求職者給付の受給資格を失う。プログラムは次の順に進められる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ゲートウェイ…就職相談と集中的な求職支援サービス(最長4か月) さらに、ゲートウェイの期間中に仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。 (2) オプション…ゲートウェイ期間中に仕事を見つけれなかった者が、a.地方公共団体等での就労、b.公的環境保護事業での就労、c.フルタイムの教育や訓練の受講、d.自営業開始準備、のいずれかのプログラムに強制参加。 (3) フォロースルー…(1)及び(2)の段階で就職できなかった者が参加。助言等の就職活動支援を受けることができる(26週間)。 <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2001年4月 ・管理運営主体…教育技能省などの省庁、学校や企業やNPO法人など、様々な機関の連携により運営 ・対象者及び適用要件…13～19歳までのイングランド在住の全ての若者 ・具体的内容 パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。その他、電話、電子メール等により若者からの相談を受け付けるコネクションズ・ダイレクト等が行われている。
ドイツ	<p>職業準備年(BVJ)</p> <p>個人的・家庭の経済的・社会的理由によって義務教育を辞めた、又は授業についていけない者で、職業訓練を受ける(職業養成訓練生になる)機会を得られない者を対象にした制度である。フルタイムの職業教育を行う。生徒は、BVJを行うことで職業学校における就学義務を果たしたものと認められ、またハウプトシューレ(中等教育としての職業訓練学校)の卒業単位にも充当できる。</p> <p>職業基礎学習年(BGJ)</p> <p>職業学校におけるプログラム。a.1年間のフルタイムの授業、あるいはb.1年間のパートタイムの授業(同時にパートタイムでの事業所における職業訓練)である。 対象となるのは、主にハウプトシューレの修了を予定している若年者(職業教育義務がある)で、職業養成訓練生としての雇用の場を見つけれなかった者。 その者が職業養成訓練生になった場合に事業主の許で行ったであろう職業養成訓練を、国が提供する。</p> <p>職業相談・紹介サービス向上の取組み</p> <p>25歳未満の若年者に、a.職を与える(紹介する)、b.職業養成訓練の機会を与える、c.就労等の機会を与えるべく、公共職業紹介機関において、(若年)求職者一人一人にオーダーメイドの指導・助言を与えることを重視する観点から、ケースマネジャー式の職業指導の体制整備の導入が図られている。</p> <p>労働機会提供(1ユーロジョブ)</p> <p>各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。</p>

8 教育・職業能力開発

第8-5表 困難な状況にある若者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the youth employment challenges (cont.)

フ ラ ン ス	<p>雇用支援契約(CAE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用庁(ANPE) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 <p>熟練契約(Contrat de professionalisation)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2004年11月 ・管理運営主体…地方が主導的役割 ・対象者及び適用要件…16～25歳の若者及び26歳以上の求職者 ・具体的内容 対象者は事業主との間で雇用契約を締結。被用者となった者は、職業訓練機関又は職業訓練を行う企業と訓練協定を結び、職業訓練を受けながら、社会で通用する資格取得や就職・再就職を可能とする。 <p>社会生活参入契約(CIVIS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…2005年1月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格(後期中等教育修了程度＝CAP・BEP、あるいはそれ以下)しか持たない若年者 ・具体的内容 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。 <p>TRACEプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月…1998年7月 ・管理運営主体…各自治体 ・対象者及び適用年齢…学位や職業資格を得ないままに学業を終えた若者や一定の学位(CAPあるいはそれ以上)は取得しながらも、長期的に失業している若者、あるいはそのほかの問題解決のために(差別、地理的移動の制限、障害など)、個別のサポートを必要とする若者 ・具体的内容 同一の相談員が、社会参入の道筋を立て、就職活動と職業訓練に関してアドバイスする。各地域において、地域ミッションセンター(ML)と受け入れ・情報・オリエンテーション常設センター(PAIO)とが、各地域のTRACEプログラムの運営委員会を主宰し、関係者の調整にあたる。
------------------	---

資料出所 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」、厚生労働省ホームページにより労働政策研究・研修機構作成。

- (注) 1) 日本は、2003年6月に「若年自立・挑戦プラン」を取りまとめ(文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府)、以降、官民一体となった総合的な人材(若年人材)対策を強化。本表では、同プラン2007年度事業内容のうち厚生労働省によるフリーター・ニート対策に関する主な事業を整理したもの。